

船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009仙第129号
事故等種類	衝突
発生日時	平成21年9月24日 14時45分ごろ
発生場所	岩手県洋野町八木港南港防波堤灯台から真方位063° 3海里（M）付近 （概位 北緯40° 22.3′ 東経141° 49.5′）
事故等調査の経過	平成21年12月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第3新栄丸、4.9トン IT3-26978（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 勝栄丸、1.0トン IT3-40886（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過痕 B 左舷船尾部に破口、操舵室上部に破損
事故等の経過	A 船は、船長A1人が乗り組み、たらはえ縄漁を終え、八木港に向けて磁針路約250° 速力約17ノット（kn）で自動操舵により帰航中、船長Aが、船首方約2Mのレーダー画面の映像に気付き、自動操舵のまま磁針路約270° に変針して航行した。 B 船は、船長B1人が乗り組み、主機をアイドリング状態としてリモコンを近くに置いて漂泊し、南方に向首してたこ籠の揚収作業に従事していた。 船長Bは、B船に向けて接近する態勢のA船を視認したが、A船がB船を避けてくれるものと思い、そのまま操業を続けていたところ、A船が間近に接近したことを知り、たこ籠のロープを切断して機関を前進にかけたが避航できなかった。 両船は、平成21年9月24日14時45分ごろ、八木港東北東方沖において、A船の船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。 船長Bは、衝突の衝撃で落水したが、自力でB船に這い上がった。 衝突後、両船は自力で係留地に戻った。
気象・海象	気象：天気 快晴、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：うねりの波向 南南東～東南東 うねりの波高 約1～2m 海流 約1knの南流（津軽暖流）
その他の事項	船長Aは、レーダーを6Mレンジで作動させていたが、避航のため変針を行ったのち、レーダー画面を見ていなかった。 船長Bは、救命胴衣を着用していた。

分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船は、八木港東北東方沖を西進中、レーダーにより船首方約2Mの船舶の映像に気付き、付近にはレーダーに映った船だけがいるものと思い込み、自動操舵のまま右舷側に約20°変針したものと考えられる。 船長Aは、西日のため船首方の海面反射が強く、付近の浮流物に注意が向き、適切な見張りを行わなかったため、B船の存在に気付かなかった可能性があると考えられる。 船長Bは、操業中、B船に向かって接近してくるA船の存在に気付いていたが、A船がB船を避けてくれるものと思い込んでいたので、衝突を避けるための動作をとることが遅れたものと考えられる。
原因	本事故は、八木港東北東沖において、A船が八木港に向けて西進中、B船が漂泊してたこ籠漁の操業中、A船が西日による船首方の海面反射により付近の浮流物に注意を向けて適切な見張りを行わずに航行し、B船がA船が避航するものと思い込んで操業を続けていたため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	